

複写無効

一般廃棄物収集運搬業許可証

所在地 高槻市紺屋町3番1-326号

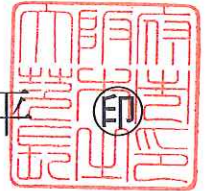
名称 都市クリエイト 株式会社

及び
代表者氏名 代表取締役 前田 晋二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証します。

平成28年3月29日

茨木市長 木本 保平



- | | |
|---------------------------|--|
| 1 許可の期間 | 平成28年4月1日から
平成30年3月31日まで |
| 2 事業の範囲
(取り扱う一般廃棄物の種類) | 一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く) |
| 3 処理を行う区域 | 市内一円 |
| 4 その他の条件 | (1) 関係法令を遵守すること。
(2) 許可車両には、表示マークを貼付すること。 |